

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第29号

新潟市議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟市議会委員会条例（昭和43年新潟市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務常任委員会の項中「地域課及び総務課」を「地域総務課（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては地域課及び総務課）」に改め，同条第2項市民厚生常任委員会の項中「窓口サービス課，区民生活課」を「区民生活課（中央区役所にあつては窓口サービス課）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の新潟市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された総務常任委員会又は市民厚生常任委員会の委員，委員長又は副委員長である者は，それぞれ，改正後の新潟市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定により総務常任委員会又は市民厚生常任委員会の委員，委員長又は副委員長に選任され，又は互選されたものとみなし，その委員の任期は，新条例第3条第1項の規定にかかわらず，旧条例の規定による常任委員の任期満了の日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により設置された各常任委員会に付議されている事件は，新条例の規定により設置された各常任委員会に付議されたものとみなす。